

## C - 2 ゴム製履物及び合成樹脂製履物製造業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約

公正競争規約	公正競争規約施行規則
<p>(目的)</p> <p>第1条 この公正競争規約(以下「規約」という。)は、ゴム製履物及び合成樹脂製履物製造業における不当な景品類の提供の制限を定めることにより、不当な顧客の誘引を防止し、もってゴム製履物及び合成樹脂製履物製造業における公正な競争秩序を確保することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規約で「ゴム製履物」とは、甲材料にゴム又は布を、底材料にゴムを使用した履物をいい、「合成樹脂製履物」とは、甲材料に合成樹脂ないしは合成樹脂引布又は合成皮革若しくは布を、底材料にゴム又は合成樹脂若しくはウレタンを使用した履物(革靴に類似するものを除く。)をいう。</p> <p>2 この規約で「事業者」とは、ゴム製履物又は合成樹脂製履物(以下「ゴム製履物等」という。)を製造し又は輸入して販売する者並びにこれらに準ずるものをいう。</p> <p>3 この規約で「景品類」とは、顧客を誘引するための手段として、方法のいかんを問わず、事業者が自己の供給するゴム製履物等の取引に附随して相手方に提供する物品、金銭その他の経済上の利益であって、次に掲げるものをいう。ただし、正常な商慣習に照らして値引又はアフターサービスと認められる経済上の利益及び正常な商慣習に照らして当該取引に係るゴム製履物等に附属すると認められる経済上の利益は、含まない。</p> <p>(1) 物品及び土地、建物その他の工作物</p> <p>(2) 金銭、金券、預金証書、当せん金附証票及び公社債、株券、商品券その他の有価証券</p> <p>(3) きょう応(映画、演劇、スポーツ、旅行その他の催物等への招待又は優待を含む。)</p> <p>(4) 便益、労務その他の役務</p> <p>(一般消費者に対する景品類の提供の制限)</p> <p>第3条 事業者は、一般消費者に対し、次に掲げる範囲を超えて景品類を提供してはならない。</p> <p>(1) 懸賞により提供する景品類にあつては、「懸賞による景品類の提供に関する事項の制限」(昭和52年公正取引委員会告示第3号)の範囲。</p> <p>(2) 懸賞によらないで提供する景品類にあつては、「一般消費者に対する景品類の提供に関する事項の制限」(昭和52年公正取引委員会告示第5号)の範囲</p> <p>(販売業者に対する景品類の提供の制限)</p> <p>第4条 事業者は、ゴム製履物等の販売を業とする者に対し、懸賞により提供する景品類にあつては、「懸賞による景品類の提供に関する事項の制限」(昭和52年公正取引委員会告示第3号)の範囲を超えて景品類を提供してはならない。</p> <p>(公正取引協議会)</p> <p>第5条 この規約の目的を達成するため、ゴム製履物及び合成樹脂製履物製造業公正取引協議会(以下「公正取引協議会」という。)を設置する。</p> <p>2 公正取引協議会は、この規約に参加する事業者及び事業者の団体をもって構成する。</p> <p>3 公正取引協議会は、次の事業を行う。</p> <p>(1) この規約の周知徹底に関すること。</p> <p>(2) この規約についての相談及び指導に関すること。</p> <p>(3) この規約の規定に違反する疑いがある事実の調査に関すること。</p> <p>(4) この規約の規定に違反する事業者に対する措置に関</p>	<p>(定義)</p> <p>第1条 ゴム製履物及び合成樹脂製履物製造業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約(以下「規約」という。)第2条第1項に規定する「革靴」とは日本標準商品分類(昭和25年3月設定平成2年6月改正)80-1にいう「革靴」をいう。</p> <p>2 規約第2条第2項に規定する「これらに準ずる者」とは、ゴム製履物等の製造を他の事業者に委託して販売する事業者をいう。</p> <p>(景品類の価額の算定基準)</p> <p>第2条 規約第2条第3項の景品類の価額については、「景品類の価額の算定基準について」(昭和53年11月公正取引委員会事務局長通達第9号)によるものとし、また、「景品類」の解釈等については、「景品類等の指定の告示の運用基準について」(昭和52年4月公正取引委員会事務局長通達第7号)によるものとする。</p>

公正競争規約	公正競争規約施行規則
<p>すること。</p> <p>(5) 不当景品類及び不当表示防止法及び公正取引に関する法令の普及並びに違反の防止に関すること。</p> <p>(6) 関係官公庁との連絡に関すること。</p> <p>(7) 一般消費者からの苦情の処理に関すること。</p> <p>(8) その他この規約の施行に関すること。</p> <p>(違反に対する調査)</p> <p>第6条 公正取引協議会は、第3条又は第4条の規定に違反する事実があると思料するときは、関係者を招致して事情を聴取し、関係者に必要な事項を照会し、参考人から意見を求め、その他事実について必要な調査を行うことができる。</p> <p>2 事業者は、前項の規定による公正取引協議会の調査に協力しなければならない。</p> <p>3 公正取引協議会は、第1項又は前項の規定に違反して調査に協力しない事業者又は虚偽の報告を行った事業者に対し、当該調査に協力すべき旨を文書をもって警告し、これに従わないときは、3万円以下の違約金を課し、又は除名処分をすることができる。</p> <p>(違反に対する措置)</p> <p>第7条 公正取引協議会は、第3条又は第4条の規定に違反する行為があると認めるときは、当該違反行為を行った事業者に対し、当該違反行為を排除するために必要な措置を採るべき旨及び当該違反行為、又はこれに類似する違反行為を再び行ってはならない旨を文書をもって警告することができる。</p> <p>2 公正取引協議会は、前項の警告を受けた事業者が、これに従っていないと認めるときは、当該事業者に対し、50万円以下の違約金を課し、若しくは除名処分をし、又は公正取引委員会に必要な措置を講ずるよう求めることができる。</p> <p>3 公正取引委員会は、前条第3項又は前2項の規定により警告し、又は違約金を課し若しくは除名処分をしたときは、その旨を遅滞なく文書をもって公正取引委員会に報告するものとする。</p> <p>(違反に対する決定)</p> <p>第8条 公正取引協議会は、第6条第3項又は前条第2項の規定による措置(警告を除く。)を採ろうとする場合には、採るべき措置の案(以下「決定案」という。)を作成し、これを当該事業者に送付するものとする。</p> <p>2 前項の事業者は、決定案の送付を受けた日から10日以内に公正取引協議会に対して文書によって異議の申立てをすることができる。</p> <p>3 公正取引協議会は、前項の異議の申立てがあった場合には、当該事業者に追加の主張及び立証の機会を与え、これらの資料に基づいて更に審理を行い、それに基づいて決定を行うものとする。</p> <p>4 公正取引協議会は、第2項に規定する期間内に異議の申立てがなかった場合には、速やかに決定案の内容と同趣旨の決定を行うものとする。</p> <p>(規則の制定)</p> <p>第9条 公正取引協議会は、この規約の実施に関する規則を定めることができる。</p> <p>2 前項の規則を定め、又は変更しようとするときは、事前に公正取引委員会の承認を受けるものとする。</p> <p>附 則</p> <p>1 この規約の変更は、公正取引委員会の認定の告示があった日(平成14年4月18日)から施行する。</p> <p>2 この規約の施行前において事業者がした行為については、なお従前の例による。</p>	<p>公正競争規約施行規則</p> <p>附 則</p> <p>1 この施行規則の変更は、規約変更の認定告示があった日(平成9年8月11日)から施行する。</p> <p>2 この規則の施行前において事業者がした行為については、なお従前の例による。</p>

